第2号様式(第51条の5関係)

最終更新 R8.3.12

自家用有償旅客運送者登録簿

登録番号	東秋福第8号		
登録年月日及び更新登録年月日	登録年月日	平成26年3月27日	有効期間満了日
	更新登録年月日(直近)	令和7年3月25日	令和10年3月26日
名称	社会福祉法人秋田県民生協会		
代表者の氏名	役職 理事長	氏名 木村 久美夫	
住所	秋田県北秋田市上杉字金沢162－1		
運送の種別	交通空白地有償運送	福祉有償運送	
		○	

事務所の名称及び位置	名称	位置
	外出支援サービス永楽苑	秋田県北秋田市川井字才ノ神61－13
	外出支援サービス民生協会	秋田県北秋田市上杉字金沢162－1

路線又は運送の区域	北秋田市を発地又は着地とする
運送する旅客の範囲	・身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ・障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ・介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ・介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ・介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者 ・その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

事業者協力型自家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	住所

備考	

運送の種別	事務所	自家用有償旅客運送の自動車の数						
		寝台車(軽自動車)	車いす車(軽自動車)	兼用車(軽自動車)	回転シート車(軽自動車)	セダン等(軽自動車)	バス	合計(軽自動車)
福祉有償運送	外出支援サービス永楽苑		4 (1)			1		5 (1)
	外出支援サービス民生協会		3 (1)			8 (3)		11 (4)
								0 (0)
								0 (0)